

性犯罪に関する刑法改正を求める意見書

性犯罪に関する刑法は、日本社会における性犯罪及び性暴力等の蔓延の現状から、被害者団体や女性団体の強い要請により、2017年、明治40年制定から110年を経てはじめて大幅な改正が行われた。その際には3年後に法の見直しを行うことを附則に規定していた。しかし改正後の2019年3月12日福岡地裁久留米支部、同月19日静岡地裁浜松支部、同月26日名古屋地裁岡崎支部、同月28日静岡地裁で、4件の性犯罪がいずれも無罪とされたことを契機に、翌4月から性犯罪被害者らによるフラワーデモが全国に広がり、大きなムーブメントとなっている。このフラワーデモや堺セーフシティ・プログラムの取り組み及び全国の性犯罪、性暴力の現状や防止に向けた取り組みから、性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議において、2020年6月、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を定め、令和2年度から4年度までの3年間を性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」とした。これは刑事法の在り方の検討はもとより、被害者支援の充実、加害者対策、教育・啓発の強化等の実効性ある取り組みを速やかに進めていく、その第一歩であるとされている。内閣府の男女間における暴力に関する調査（平成29年度）によると、女性の13人に1人が「無理やりに性交されたことがある」と答えている。

このような状況の中、前述の4件の地裁判決が無罪とされた要因は、刑法規定に依然として強制的性交等罪成立のためには「暴行」「脅迫」、準強制的性交等罪には「心神喪失」「抗拒不能」が起訴の要件として残されているためである。この規定のために、被害者が警察に被害届を提出しても、約6割が不起訴となっている（検察統計調査2018）。国際社会においては、性犯罪成立に要求される要件は「不同意」のみとする先進国が多く、性交同意年齢についても日本は13歳であるが、他の先進国は15歳～16歳としている。実際のところ13歳で性交に同意する判断が可能かどうかについては、困難であることは自明であると考えられる。よって今回の刑法改正については、下記の2点について規定を改正し、被害者が救われ、さらには誰もが性犯罪の加害者にも被害者にもならない安全安心な、あたりまえの健全な社会を構築することを強く要望する。

記

1. 地位・関係性等の立場を利用した性交についての処罰規定の創設や、性交同意年齢の引き上げ、公訴時効の期間延長などの課題について再検討を行い、性被害の実態に即した法改正に取り組むこと。
2. 未成年者を性犯罪被害から守るための加害者再犯罪防止の取組を国が主体となって進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月26日

堺市議会

内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣

各宛